

# 令和4年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
閉 会 午後 0時09分

## ○招 集 年 月 日

令和4年5月30日（月曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和4年5月30日（月曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫  
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子  
余市町議会議員 1番 野呂 栄二  
" 4番 藤野 博三  
" 5番 内海 博一  
" 6番 庄 巖龍  
" 8番 白川 栄美子  
" 9番 寺田 進  
" 10番 彫谷 吉英  
" 11番 茅根 英昭  
" 13番 安久 莊一郎  
" 14番 大物 翔  
" 15番 中谷 栄利  
" 16番 山本 正行  
" 18番 岸本 好且

## ○欠 席 議 員 （2名）

余市町議会議員 2番 吉田 豊  
" 12番 近藤 徹哉

## ○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
副 町 長 細 山 俊 樹  
総 務 部 長 高 橋 伸 明  
総 務 課 長 増 田 豊 実  
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨  
地 域 協 働 推 進 課 長 北 島 貴 光  
財 政 課 長 高 田 幸 樹  
税 務 課 長 中 島 豊  
民 生 部 長 篠 原 道 憲  
福 祉 課 長 中 島 紀 孝  
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り  
保 険 課 長 橋 端 良 平  
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也  
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚  
農 林 水 産 課 長 奈 良 論  
商 工 観 光 課 長 小 黒 雅 文  
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹  
建 設 課 長 成 田 文 明  
ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一  
下 水 道 課 長 樋 口 正 人  
水 道 課 長 紺 谷 友 之  
会 計 管 理 者 ( 併 ) 会 計 課 長 須 貝 達 哉  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一  
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也  
教 育 部 長 中 村 利 美  
学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子  
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

余市町長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正  
する条例案

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広  
主 幹 枝 村 潤  
主 任 細 川 雄 哉

第10 議案第 2号 町有財産の取得につ  
いて

第11 議案第 3号 余市町職員給与条例  
及び余市町会計年度任用職員の給与  
及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例案

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第12 議案第 4号 余市町議会議員の議  
員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例案

第 2 会期の決定  
議長の諸般報告

第 3 報告第 1号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和3年度余市町一般会計補正予  
算(第13号))

第13 議案第 5号 余市町特別職の職員  
の給与及び旅費並びにその支給方法  
に関する条例及び余市町教育長の給  
与及び勤務時間等に関する条例の一  
部を改正する条例案

第 4 報告第 2号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和3年度余市町介護保険特別会  
計補正予算(第3号))

第 5 報告第 3号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和3年度余市町国民健康保険特  
別会計補正予算(第4号))

第 6 報告第 4号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和3年度余市町後期高齢者医療  
特別会計補正予算(第1号))

第 7 報告第 5号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和3年度余市町公共下水道特別  
会計補正予算(第3号))

第 8 報告第 6号 専決処分事項の承認  
を求めることについて  
(令和3年度余市町水道事業会計補  
正予算(第4号))

第 9 議案第 1号 余市町議会議員及び

---

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和4年余  
市町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

なお、吉田議員、近藤議員は通院のためそれぞ  
れ欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上  
げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、  
報告6件、他に議長の諸般報告です。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議  
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によ  
り、議席番号16番、山本議員、議席番号18番、岸  
本議員、議席番号1番、野呂議員、以上のとおり  
指名いたします。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和4年余市町議会第2回臨時会開催に当たり、27日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、報告6件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきまして、ご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町一般会計補正予算（第13号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））につきまし

ては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第4号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第13、議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○議長(中井寿夫君)** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、余市町情報公開条例第30条及び余市町個人情報保護条例第45条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

---

**○議長(中井寿夫君)** 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○財政課長(高田幸樹君)** ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和3年度余市町一般会計補正予算(第13号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求

めるものでございます。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第13号)の内容につきましては、歳出において寄附に伴う余市町ふるさと応援寄附金基金への積立金と今後の財政需要に備えての基金への積立金、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組替え計上、各特別会計等決算確定見込みに伴う繰出金等の精算、さらに国の令和3年度補正予算成立に伴い、豪雪地帯安全確保緊急対策事業の補助採択を受け、関係経費の補正計上と繰越明許費の設定を行ったものでございます。

また、歳入につきましては地方交付税、寄附金の計上、さらには地方譲与税等各種交付金をはじめ、各種事業費の確定見込みによる国庫支出金等の追加及び減額のほか、繰入金、町債の減額等により調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第13号)。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,662万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,243万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。11ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額3億3,404万7,000円、24節積立金3億3,404万7,000円につきましては、減債基金積立金1億6,353万円、社会福祉施設等建設基金積立金2,000万円、職員等退職手当負担金基金積立金2,000万円、公共施設建設整備基金積立金8,000万円、教育施設建設整備基金積立金2,000万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金3,051万7,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

7目町民生活対策費、補正額1,100万円につきましては、豪雪地帯安全確保緊急対策事業の補正計上でございます。内訳といたしましては、7節報償費6万円、8節旅費8,000円、10節需用費79万6,000円、11節役務費1万円につきましては、除雪安全支援講習会開催に伴う経費のほか、所要経費の計上でございます。12節委託料590万円につきましては、地域安全克雪方針策定委託料500万円、冬期転倒防止対策事業委託料90万円の計上でございます。13節使用料及び賃借料53万円につきましては、自動車借上料53万円の計上でございます。17節備品購入費369万6,000円につきましては、備品購入費の計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費につきましては、財源の組替え計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉施

設費につきましては、財源の組替え計上でございます。

10目介護保険費、補正額1,783万8,000円の減、27節繰出金1,783万8,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

5目国民健康保険費、補正額1,261万3,000円、27節繰出金1,261万3,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる補正計上でございます。

8目医療給付事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額325万円の減、27節繰出金325万円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額506万2,000円、18節負担金補助及び交付金506万2,000円につきましては、水道事業会計負担金の補正計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、6目農業土地基盤整備費、補正額68万円の減、18節負担金補助及び交付金68万円の減につきましては、道営水利施設整備事業負担金の減額補正でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、補正額128万円の減、18節負担金補助及び交付金128万円の減につきましては、水産物供給基盤機能保全事業負担金の減額補正でございます。

7款商工費、1項商工費、7目宇宙記念館管理運営費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額220万円の減、16節公有財産購入費220万円の減につきましては、水田の沢線道路用地購入費の減額補正でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額488万9,000円の減、17節備品購入費488万9,000円の減につきましては、除雪トラック購入費の減額補正でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補正額2万2,000円の減、14節工事請負費2万2,000円の減につきましては、河川護岸補修工事費の減額補正でございます。

8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額20万6,000円の減、12節委託料9万8,000円の減につきましては、各公園遊具価格調査委託料の減額補正でございます。14節工事請負費10万8,000円の減につきましては、各公園遊具更新工事の減額補正でございます。

4目公共下水道費、補正額2,493万4,000円、27節繰出金2,493万4,000円につきましては、公共下水道特別会計繰出金の確定見込みによる補正計上でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

3目教育指導費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、5目青少年対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

7目文化財総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2目利子、補正額66万4,000円の減、22節償還金利子及び割引料66万4,000円の減につきましては、一時借入金利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。5ページをお開き願います。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額301万2,000円、1節地方揮発油譲与税301万2,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額294万1,000円、1節自動車重量譲与税294万1,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額9万7,000円の減、1節森林環境譲与税9万7,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額194万4,000円の減、1節利子割交付金194万4,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額241万3,000円、1節配当割交付金241万3,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

次のページをお開き願います。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額359万9,000円、1節株式等譲渡所得割交付金359万9,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額976万8,000円、1節法人事業税交付金976万8,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額2,051万1,000円、1節地方消費税交付金2,051万1,000円につきまし

ては、額の確定による補正計上でございます。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額15万4,000円の減、1節ゴルフ場利用税交付金15万4,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額206万9,000円の減、1節環境性能割交付金206万9,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額115万4,000円の減、1節地方特例交付金115万4,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額2,770万9,000円、1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金2,770万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による地方公共団体の固定資産税及び都市計画税の減収に伴う国からの特別交付金の額の確定による補正計上でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額4億2,870万7,000円、1節地方交付税4億2,870万7,000円につきましては、額の確定による普通交付税3億7,151万円、特別交付税5,719万7,000円の補正計上でございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額150万5,000円の減、1節交通安全対策特別交付金150万5,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

13款分担金及び負担金、2項分担金、1目総務費分担金、補正額107万3,000円の減、1節総務費分担金107万3,000円の減につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業費の確定による分担金の減

額補正でございます。

次のページをお開き願います。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額40万8,000円、1節保健衛生費国庫負担金40万8,000円につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2,000円、1節総務費国庫補助金2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金179万9,000円、移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金979万7,000円の減、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金800万円の補正計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額888万3,000円の減につきましては、1節道路橋りょう費国庫補助金893万1,000円の減で、内訳といたしましては事業費確定見込みに伴う道路ストック補修事業補助金293万1,000円の減、除雪トラック購入事業補助金2,000万円の減のほか、国による道路除雪費の支援として除雪対策事業補助金1,400万円の補正計上でございます。2節住宅費国庫補助金60万2,000円の減につきましては、公営住宅等整備事業補助金の減額補正でございます。3節都市計画費国庫補助金65万円につきましては、公園長寿命化事業補助金の補正計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額11万円、1節小中学校費国庫補助金11万円につきましては、公立学校情報機器整備費補助金の補正計上でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額2,000円の減、1節社会福祉費道負担金2,000円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の減額補正でございます。

2目衛生費道負担金、補正額85万5,000円の減、1節保健衛生費道負担金85万5,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金3,000円の増と後期高齢者医療に係る保険基盤

安定負担金85万8,000円の減による補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額540万円、1節総務費道補助金540万円につきましては、地域づくり総合交付金の補正計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額18万3,000円の減、1節農業費道補助金18万3,000円の減につきましては、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の減額補正でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、補正額353万円、1節土地建物売払収入353万円につきましては、旧町長公宅の土地売払いによる補正計上でございます。

4目出資金清算収入、補正額2,129万円、1節出資金清算収入2,129万円につきましては、株式会社余市振興公社の解散に伴う清算収入の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額3,051万7,000円、1節総務費寄附金3,051万7,000円につきましては、1,370件の余市町ふるさと応援寄附金の補正計上でございます。

19款繰入金、1項財政調整基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1億2,316万1,000円の減、1節財政調整基金繰入金1億2,316万1,000円の減につきましては、財政調整基金繰入金の減額補正でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,976万1,000円、1節繰越金2,976万1,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。21款諸収入、3項貸付金元利収入、4目保留地管理法人貸付金元金収入、補正額62万円、1節保留地管理法人貸付金元金収入62万円につきましては、保留地管理法人貸付金元金収入の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額2,357万7,000円、1節雑入2,357万7,000円につきましては

は、確定見込みによる北後志地区介護認定審査会事業町村負担106万7,000円の減、北後志衛生施設組合還付金1,030万8,000円、北後志消防組合還付金1,433万6,000円の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、2目土木債、補正額40万円の減、1節道路橋りょう債120万円につきましては、事業費の確定に伴います道路ストック整備事業債の補正計上でございます。2節住宅債60万円の減につきましては、事業費の確定に伴います各団地環境整備事業債の減額補正でございます。3節都市計画事業債100万円の減につきましては、事業費の確定に伴います各公園環境整備事業債の減額補正でございます。

3目公共施設等適正管理推進事業債、補正額110万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債110万円の減につきましては、事業費の確定に伴います潮見会館解体事業債60万円の減と梅川収蔵庫解体事業債50万円の減による減額補正でございます。

4目緊急自然災害防止対策事業債、補正額10万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債10万円の減につきましては、事業費の確定に伴います河川護岸補修事業債の減額補正でございます。

5目過疎対策事業債、補正額710万円、1節過疎対策事業債710万円につきましては、事業費確定による農業競争力基盤強化特別対策事業債50万円の減、水産物供給基盤機能保全事業債130万円の減、橋りょう補修整備事業債610万円の減、除雪トラック購入事業債1,310万円、過疎地域自立促進特別事業債580万円、移動通信用鉄塔施設整備事業債390万円の減による補正計上でございます。

6目臨時財政対策債、補正額1億2,166万8,000円の減、1節臨時財政対策債1億2,166万8,000円の減につきましては、額の確定に伴う減額補正でございます。

次に、繰越明許費補正につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。第2表、

繰越明許費補正につきましては、繰越し事業の追加でございます。1、追加、2款総務費、1項総務管理費、事業名、豪雪地帯安全確保緊急対策事業、金額1,100万円。

続きまして、第3表、地方債補正につきましては、事業費等の確定に伴う起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、道路ストック整備事業債、補正前限度額430万円、補正後限度額550万円。各団地環境整備事業債、補正前限度額210万円、補正後限度額150万円。各公園環境整備事業債、補正前限度額1,510万円、補正後限度額1,410万円。潮見会館解体事業債、補正前限度額280万円、補正後限度額220万円。梅川収蔵庫解体事業債、補正前限度額360万円、補正後限度額310万円。河川護岸補修事業債、補正前限度額440万円、補正後限度額430万円。農業競争力基盤強化特別対策事業債、補正前限度額510万円、補正後限度額460万円。水産物供給基盤機能保全事業債、補正前限度額730万円、補正後限度額600万円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額3,640万円、補正後限度額3,030万円。除雪トラック購入事業債、補正前限度額1,850万円、補正後限度額3,160万円。過疎地域自立促進特別事業債、補正前限度額7,600万円、補正後限度額8,180万円。臨時財政対策債、補正前限度額3億471万7,000円、補正後限度額1億8,304万9,000円。移動通信用鉄塔施設整備事業債、補正前限度額2,830万円、補正後限度額2,440万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

---

再開 午前10時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（橋端良平君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算

(第3号)の内容につきましては、歳出において総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込みに伴う不用額の減額を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となりますが国庫支出金等の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,086万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,430万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額8万6,000円の減、8節旅費6,000円の減から18節負担金補助及び交付金9,000円の減ま

でにつきましては、事務費等の確定見込みによる減額でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額17万4,000円の減、10節需用費3万8,000円の減から12節委託料3万8,000円の減までにつきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額193万2,000円の減、1節報酬103万2,000円の減から13節使用料及び賃借料7万9,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額でございます。

2目認定調査費、補正額246万円の減、3節職員手当1,000円の減から12節委託料94万6,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額5,232万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金5,232万3,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額227万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金227万5,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額18万9,000円の減、11節役務費18万9,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額340万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金340万9,000円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額6万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金6万9,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額153万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金153万1,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス費、補正額6万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金6万1,000円の減につきましては、高額医療合算介護予防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額51万円の減、18節負担金補助及び交付金51万円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与費等の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費、補正額1,320万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金1,320万3,000円の減、2目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額8万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金8万3,000円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、1目から4目までにつきましては給付費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額1,017万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金1,017万9,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定

見込みによる減額でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額222万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金222万3,000円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額174万2,000円の減、7節報償費5万円の減から12節委託料159万1,000円の減までにつきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額107万5,000円の減、1節報酬27万2,000円の減から18節負担金補助及び交付金4万4,000円の減までにつきましては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

2目任意事業費、補正額220万5,000円の減、8節旅費1万円の減から19節扶助費49万2,000円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額11万6,000円の減、11節役務費11万6,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額500万1,000円、24節積立金500万1,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる基金積立金の追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4ページをご覧ください。2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額2,644万8,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料2,341万8,000円の減及び2節現年度分普通徴収保険料303万円の減につきましては、給付費の確

定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,220万1,000円の減、1節現年度分1,220万1,000円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額585万1,000円の減、1節現年度分調整交付金585万1,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額356万6,000円の減、1節現年度分356万6,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額126万3,000円の減、1節現年度分126万3,000円の減、4目介護保険事業費国庫補助金、補正額110万円、1節介護保険事業費国庫補助金110万円、5目保険者機能強化推進交付金、補正額391万2,000円、1節保険者機能強化推進交付金391万2,000円、6目介護保険保険者努力支援交付金、補正額369万円、1節介護保険保険者努力支援交付金369万円、1目から6目までにつきましては交付金等の確定見込みによる減額及び追加計上でございます。

7目介護保険災害等臨時特例補助金、補正額20万5,000円、1節介護保険災害等臨時特例補助金20万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免措置に係る補助金の確定見込みによる追加計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,975万7,000円の減、1節現年度分1,975万7,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額384万9,000円の減、1節現年度分384万9,000円の減、1目及び2目につきましては交付金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,157万8,000円の減、1節現年度

分1,157万8,000円の減につきましては、介護給付に係る道負担金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額178万4,000円の減、1節現年度分178万4,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額63万2,000円の減、1節現年度分63万2,000円の減、1目及び2目につきましては地域支援事業に係る交付金の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額5,000円の減、1節介護扶助費委託金5,000円の減につきましては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによる減額でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円、1節利子及び配当金2,000円につきましては、基金から生じる利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額953万9,000円の減、1節現年度分953万9,000円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額178万4,000円の減、1節現年度分178万4,000円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額63万2,000円の減、1節現年度分63万2,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額13万6,000円の減、1節現年度分13万6,000円の減、5目その他一般会計繰入金、補正額574万7,000円の減、1節事務費繰入金574万7,000円の減、1目から5目までにつきましては一般会計繰入金の確定見込みによる減額でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額499万9,000円、1節繰越金499万9,000円につきま

しては、繰越金の確定見込みによる計上でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中井寿夫君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

---

**○議長（中井寿夫君）** 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○保険課長（橋端良平君）** ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるところでございます。

令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきましては、歳出において総務費及び保険給付費並びに国民健康保険事業費納付金の確定見込みによる不用額の減額と財源の組替え計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となります国庫支出金及び道支出金並びに一般会計繰入金の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めるところについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,062万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,912万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円、2目連合会負担金、補正額ゼロ円、1目及び2目につきましては財源の組替え計上でございます。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費補正額1億5,400万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金1億5,400万2,000円の減につきましては、療養給付費及び療養費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額療養費、補正額2,662万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金2,662万3,000円の減につきましては、高額療養費及び高額介護合算療養費の確定見込みによる減額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分、補正額ゼロ円、2目後期高齢者支援金等分、補正額ゼロ円、3目介護納付金分、補正額ゼロ円、1目から3目までにつきましては財源の組替え計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税、補正額1,382万円の減、1節医療給付費分現年課税分1,032万4,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分260万5,000円の減、3節介護納付金分現年課税分89万1,000円の減までにつきましては、国民健康保険税の確定見込みに伴う減額でございます。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額1億8,062万5,000円の減、1節

保険給付費等交付金（普通交付金）1億8,062万5,000円の減につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,261万3,000円、1節一般会計繰入金1,206万6,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みによる計上でございます。2節保険基盤安定繰入金54万7,000円につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる計上でございます。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金、補正額112万2,000円、1節災害等臨時特例補助金112万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免措置に係る補助金の確定見込みによる追加計上でございます。

2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額8万5,000円、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金8万5,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定見込みによる追加計上でございます。

以上、報告第3号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） これまで続いてきた累積赤字がどうもこれを見ている限りだと3年度については、ついに黒字に転化したのかなというふうにも見受けられるのですけれども、その辺はどうなっているのかということと、その主たる要因と思われるものは何であるか伺いたいと思います。

○保険課長（橋端良平君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず、令和3年度の収支が黒字化になったのか

というご質問でございますけれども、お見込みのとおり、結果として黒字となっております。

その要因といたしましては、様々な小さな要因はあるのですけれども、大きな要因といたしましては昨年度のご質問と重なる部分はあるのですけれども、令和2年度になりますけれども、結核性疾患、また精神疾患に特化する医療機関が所在する自治体については、それゆえに結核、精神疾患に係る医療費が多額となっているという事情がございます。令和2年度におきましてはそうした18市町村を対象に北海道が試行的にはありますけれども、国に対して特別調整交付金の支給を申請し、それが認められ、市町村分として昨年度は余市町に対して4,000万円の特別交付金が交付された。これが昨年度の累積赤字額を圧縮した要因だというふうに申し上げたところでございまして、令和3年度におきましても試行という域は脱していないのですけれども、さらにその対象市町村を拡大いたしまして、また北海道のほうで国に対して特別調整交付金の支給を申請してございまして、それが支給の基準を満たしたということによりまして、余市町分として令和3年度につきましては約3,000万円程度の特別交付金が交付されたところでございまして、その結果、結果的に令和3年度においては累積赤字が解消されて黒字化になったというような状況でございます。

**○14番（大物 翔君）** 試行的なあれは、はっきりしたことは言えないが、1回こっきりかもしれないから、あまり当てにするべきではないよねという話は昨年もいろいろなところでしていたと思うのですけれども、ただ当初都道府県国保に移管するちょっと前でしたけれども、うちの町は赤字解消計画を策定して縮減に取り組んでいくことをしていました。その中で、賦課限度額引上げの条例改正もしましたけれども、都道府県化する前とした後では随分状況が違うから、一概に比較はできないのだけれども、当時その想定してい

た解消予定年度と実際に都道府県化していろいろあった結果、たどり着いた現在で見た場合、おおむね想定していた年度内で何とか解消にひとまずはたどり着けたという認識でよろしいのか。いや、もうちょっと早かったよ、遅かったよというのがあるのかと。

さらに言えば、もう一つ心配なのは、そういう当初予定、想定していたものとは違う形で会計上は歳入があつて、結果としてよくなったという部分もあったのだとは思いますが、ただ一方でインフルエンザですとか一般の風邪などの疾患もここ2年間、随分抑えられてきているのではないかなという感覚があるのです。やっぱり2年続けてインフルエンザが流行していると聞かなかつたものですから。ただ、そうなってくると逆に心配なのは、ある程度、いつになるか分からないけれども、コロナが落ち着いてきて、みんながマスクをつけなくて外に出られるようになったときに、かからなかったゆえに、実はそんなに免疫が高まっているかといえば、そうとも言えない部分も出てくるものですから、一気に風邪などが増えるおそれもあるのだよね、先を見ていけば。だから、そういうものに対する免疫を高めていくという予防的な部分もこれから必要になってくるのかなと、長い目で見たら、そう考えるのですが、担当課としてはどういうふうに見ていらっしゃるでしょうか。

**○保険課長（橋端良平君）** 14番、大物議員の再度のご質問でございますけれども、国保財政とインフルエンザ等の免疫、予防という部分については、何といたしまして、リンクはしますけれども、大きな関連といたしますか、担当課としては今そこは重きを置いていなくて、先ほど申しましたように北海道からの特別交付金、これについては試行の域を脱していないということでございまして、いつなくなるか分からない状況でございまして、それがなければ当然といたしますか、今年度も

まだ累積赤字も残っているような状況でしたので、これにつきましては黒字化になったから、それで国保財政が安定していくとか、そういうものではないというふうに考えてございまして、ただ長期的な目で見ますと今おっしゃるようにコロナ禍で受診控えなどによりまして、医療費というのは低落傾向にあるのかなという部分はあるかもしれませんが、抑制傾向にあるかもしれませんけれども、それがコロナ禍前に戻って大きくなったときに、それは数年後の北海道から求められる納付金に影響してくる部分でございまして、そうなりますとまた国保財政については厳しい状況になることも可能性はないわけではございませんので、また別な角度で保険事業というものには国民健康保険者として取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

○14番（大物 翔君） 今、私は2回目で自然由来の要因という話をさせていただきましたが、一方で都道府県単位化に関わって、これが目指している大きな目標というのは要は単位保険者ごとの統一保険料というものが当初から見込まれている。ちょっと元号が変わって頭の中がこんがらがっているのですが、私の理解であれば、たしか都道府県化してからおおむね6年後ぐらいを目指して大きな見直しが行われるようになっていたはずなのです。とすれば、あと1年、2年後ぐらいには、一遍に北海道内統一保険税とはならないような気はするのだけれども、道としてはいまだにその旗は下ろしておらぬわけなのです。とすれば、将来的な余市町が道に納めなければならない額というのが果たして増えるのか減るのかというのは現段階では何とも言えぬのだけれども、その辺についての情報って何か入ってきていたりしますか。

○保険課長（橋端良平君） 14番、大物議員の再度のご質問でございまして。

先ほど答弁漏れがございました。赤字解消計画

の推移がどうであったのかというご質問でございましたけれども、平成29年に北海道に赤字解消計画として提出いたしました赤字の解消の年度は令和4年度としてございましたので、結果的に1年前倒し、あくまでも結果的でありますけれども、前倒しになっている状況でございまして、統一保険料につきましては北海道のほうからまず2024年から保険料の統一化を図るような取組をしていきたいと思います、しっかりやってみようと思います。そして、最終的に2030年度に統一保険料というような形になるというふうな指導を受けてございまして、様々本町の国保条例については道の基準となる保険料、その算定基準と若干と異なりますか、大きく異なる部分もあるので、それについてはまたしかるべき時期に我々の考え方というものを説明させていただきまして、何らかの形で提案させていただきたいと、そのように考えてございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(橋端良平君) ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の内容につきましては、歳出において事務の確定見込みによる減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる減額を行ったものでございます。

また、歳入につきましては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ261万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,728万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額37万7,000円の減、10節需用費13万7,000円の減及び11節役務費24万円の減につきましては、一般管理費の確定見込みによる減額でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額67万2,000円の減、10節需用費15万9,000円の減、11節役務費27万2,000円の減、12節委託料24万1,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みによる減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額101万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金101万9,000円の減につきましては、事務費負担金及び保険料等負担金の確定見込みによる減額でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額55万円の減、22節償還金利子及び割引料55万円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みによる減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額407万1,000円、1節現年度分特別徴収保険料

407万1,000円につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みによる計上でございます。

2目普通徴収保険料、補正額309万1,000円の減、1節現年度分普通徴収保険料218万2,000円の減及び2節滞納繰越分普通徴収保険料90万9,000円の減につきましては、普通徴収保険料の確定見込みによる減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、補正額4,000円、1節督促手数料4,000円につきましては、督促手数料の確定見込みによる計上でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額210万6,000円の減、1節事務費繰入金210万6,000円の減につきましては、広域連合事務費繰入金等の確定見込みによる減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額114万4,000円の減、1節保険基盤安定繰入金114万4,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額19万8,000円、1節繰越金19万8,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる計上でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額55万円の減、1節保険料還付金55万円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みによる減額でございます。

以上、報告第4号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（樋口正人君） ただいま上程されました報告第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回専決処分いたしました補正予算の主な内容といたしましては、歳出におきまして一般管理費、建設事業費、公債費の額の確定に伴う減額補正と財源振替を行い、予算の調整を行ったものでございます。

また、歳入におきましては下水道受益者負担金

について収納見込みによる増額補正を行い、対象事業費の確定に伴う一般会計繰入金の増額補正、また建設事業費の確定に伴う国庫補助金及び町債の減額補正等を行い、予算の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。  
次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。  
次のページをお開き願います。

令和3年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度余市町公共下水道特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,653万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,020万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。上段をご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額40万円の減、12節委託料40万円の減につき

ましては、事業の額の確定見込みによる減額でございます。

1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額3,006万8,000円、24節積立金3,006万8,000円につきましては、公共下水道事業基金の積立てのための増額でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額5,526万8,000円の減につきましては、主なものといたしまして14節工事請負費、管渠建設工事、12節委託料、処理場施設設計委託料など事業内容の確定及び入札執行による減のほか、各費目の経費の確定見込みによるものであります。

7ページ目をお開き願います。3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、一般会計繰入金確定に伴う財源の組替えであります。

3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額93万5,000円の減につきましては、22節償還金利子及び割引料93万5,000円の減、一時借入金利子の確定見込みによる減額であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。上段をご覧ください。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道受益者負担金、補正額193万7,000円、1節下水道受益者負担金193万7,000円につきましては、収入見込みによる増額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、補正額1,743万円の減、1節公共下水道事業費国庫補助金1,743万円の減につきましては、公共下水道事業補助金、国庫補助対象事業費の確定による減額でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円の減、1節利子及び配当金2,000円の減につきましては、基金の利子、収入についての確定見込みによるものでございます。

5ページ目をお開き願います。4款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、補正額2

万6,000円、1節物品売払収入2万6,000円につきましては、処理場設備更新工事により発生いたしました撤去機材の合材スクラップ売払収入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,493万4,000円、1節一般会計繰入金2,493万4,000円につきましては、対象経費の移動のほか、対象事業費の確定に伴う一般会計繰入金の増額であります。

8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、補正額3,600万円の減、1節公共下水道事業債3,600万円の減につきましては一般起債3,420万円の減、資本費平準化債140万円の減及び公営企業会計適用債40万円の減、借入額確定による減額でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をご覧ください。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額3億3,970万円、補正後限度額3億3,700万円。地方債の補正につきましては、借入額の確定による変更でございます。

以上、報告第5号につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） たまたま偶然なのかなとも思うのですけれども、5ページの繰入金のほうが大体2,500万円であったと。一方で、歳出のほうの6ページのほうを見ると、下水道の積立金が3,000万円ですと。たまたま数字が大体一致したのかなとも思うのだけれども、一方でもう近々この下水道の会計は公営企業会計化していくわけにはないですか。だから、見方によってはそのときに、独立させるときに備えた独り立ち資金をもら

ったというふうにも、数字上だけです。見えなくもないのですけれども、実際のところはどうかでしょうか。

○下水道課長（樋口正人君） 14番、大物議員からのご質問にご答弁申し上げます。

下水道のやはり収入のほとんどが下水道利用者からの使用料と一般会計の繰入れ、さらには事業に伴いまして国からの補助金等、やっぱり収入のほとんどがこの3つのところに頼っているというところでございます。

また、一般会計の繰入金につきましても本町の下水道につきましてもは分流式という形になってございまして、雨水と汚水を完全に分けて処理するというようになってございまして、水質保全へのやはり効果が高い反面、汚水の部分につきましてもは処理費用が相当かかるという部分から、一般会計の繰入金のうち特にし尿処理に係る部分、総務省基準の中で3億2,000万円程度の基準内での繰入金をいただいているという部分もございまして、下水道の経営上やはり使用料だけでは賄えない部分、総務省基準の中でいただいている部分がどうしてもございまして、仕組み上どうしてもこのようになってしまうという部分もございまして、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○14番（大物 翔君） 今この段階では、おっしゃるとおりだと思うのですけれども、ただ企業会計化していったときに、上水と簡水を統合したときもそうだったのだけれども、結局自分で頑張っただけでやっていきなさいとなったときに、会計の形が変わる前のように引き続きしっかりお金を支援していただきながら成り立っていくものであればいいのですけれども、企業会計化した途端に各種補助が減ってしまっていて、でも独立採算ですと、足りなければ値上げしなさいとなってしまったら、事実上の増税になってしまうわけなのです、会計基準を変えたばかりに。これは、変えろと国から

言われているから、やっていかなければいけないことなのだけでも、だからそうなったときに果たしてやっていけるのだろうかという懸念がすごく強いのですけれども、これはあくまで3年度の帳簿を締めた関係での専決処分の書類なのですけれども、だからそこへの不安がちょっと拭えないのですけれども、担当としては今どのように見ていらっしゃるでしょうか。

○下水道課長（樋口正人君） 14番、大物議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

令和6年度から下水道会計につきましても公営企業会計のほうに移行するというので、下水道課といたしましても現在それに向けて準備をしているところでございます。それで、公営企業会計のほうに移行しても現状、今の総務省の基準どおりで繰入金もらえるというような形で見込んでございますので、引き続き経営に万全を期して取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました報告第6号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金につきまして、令和3年度の一般会計補助金の確定見込みにより所要の増額補正を行ったものでございます。

また、収益的支出、1款水道事業費用、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税につきまして、課税売上げ並びに課税仕入額等の決算見込みにより消費税及び地方消費税納付額に不足が見込まれることから、所要の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。  
次のページをお開き願います。

令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和3年度余市町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億9,643万4,000円、補正予定額506万2,000円、計7億149万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億4,241万1,000円、補正予定額506万2,000円、計1億4,747万3,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額6億7,616万9,000円、補正予定額284万6,000円、計6億7,901万5,000円。

第2項営業外費用、既決予定額1億148万4,000円、補正予定額284万6,000円、計1億433万円。

第3条 予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「5,747万3,000円」を「6,253万5,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、令和3年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和3年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額506万2,000円、2項営業外収益、補正額506万2,000円、2目他会計補助金、補正額506万2,000円につきましては、令和3年度の一般会計補助金の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

支出、1款水道事業費用、補正額284万6,000円、第2項営業外費用、補正額284万6,000円、2目消

費税及び地方消費税、補正額284万6,000円につきましては、課税売上げ並びに課税仕入額等の決算見込みにより消費税納付額の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 2年度のほう、さきの決算が頑張ったのだけれども、ちょっとだけ最後に赤字ということで着地をしていたと思うのです。そのときは、コロナの影響をまろにかぶった年度の決算だったと思うのです。それから1年たつわけですよ、この帳簿上は。キャッシュフロー計算書を見ると、期末残高が思ったよりも増えてきているなど。これは、今回は消費税だとか再計算に伴う確定であるというご説明があったわけですが、ここには載っていない営業収益のほう、要は水道料金収入のほうというのはどうなっていたのかなど。

なぜそんなことを聞かかという、2年度というのはコロナの影響をかなり受けて悪くなった分もあったし、上向いた分もあって、いろいろ差引きしたら、ぎりぎり赤字だったと。今回は、これを見る限りであれば黒字化しているのかなと思うのです。では、その主たる要因というのは何であったのかという点をまず伺いたいと思います。

○水道課長（紺谷友之君） 14番、大物議員のご質問に答弁を申し上げます。

令和3年度につきましては、収益的収支につきまして当年度の純利益が約3,780万円程度のプラスの収支を決算で見込んでいる状態でございます。

（何事か声あり）

失礼いたしました。主たる要因としましては、

修繕費の不用額が出ておりまして、例年よりも漏水等の件数、費用等が少なかったという部分が大いところがございます。

また、給水収入といたしましては、当初の予算額よりも約2,600万円ほど増となっているところでございます。主たる要因につきましては、コロナ禍ということで家庭内での水道の使用が増えるという部分と衛生意識の高まりといった部分もございまして、そういった部分での水の使用が増えている部分はあるかと思うのですが、内容につきましては今精査を行っているところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時45分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第1号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第1号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由を申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、令和4年4月6日、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が公布、同日施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る限度額の単価などの引上げがなされており、これに関係する規定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年余市町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「5万円」を「5万930円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第2号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（成田文明君） ただいま上程されました議案第2号 町有財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、冬期間の除排雪に使用いたします除雪トラックの購入につきまして予定価格が700万円以上の財産の取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件の除雪トラックにつきましては、余市町の除雪業務を受託している事業者所有の機械が平成2年度に取得して以来、30年以上経過し、老朽化による故障発生が増加しております。メーカー供給部品も少なくなっており、修理による対応が難しくなっておりますが、機械が高額なため、事業者による更新ができないことから、町所有機械の増強を行うものでございます。

本提案に先立ちまして、去る4月15日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、町有財産の取得について議会の議決を求めるべくご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 町有財産の取得について。

次のとおり除雪トラックを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。  
次のページをお開き願います。  
記。

- 1、取得の目的、除雪作業車（除雪トラック）取得。
- 2、財産の取得の種類及び数量、除雪トラック1台。
- 3、取得の方法、指名競争入札。
- 4、取得の価格、一金4,004万1,790円也。
- 5、取得の相手方、小樽市塩谷2丁目1番7号、UDトラックス北海道株式会社小樽支店支店長、一圓浩二。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由を申し上げます。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としており、令和3年8月10日に人事院勧告が行われたところでございますが、令和3年11月24日の閣議決定により令和3年12月期の期末手当からの引下げを見送り、令和4年6月期の期末手当で調整する運びとなり、第208回通常国会において給与法改正法案が1月13日に公布されてございます。本町職員におきましても人事院勧告に準じまして余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

以上が令和3年度人事院勧告に基づいての給与改定ということになってございますので、ただいまから議案を朗読し、ご提案申し上げたいと存じます。

議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第19条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の余市町職員給与条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに余市町職員給与条例第20条第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、

支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

以上、議案第3号について提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり

り可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第12、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第13、議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第12ないし日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま一括上程になりました議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由を申し上げます。

令和3年度の人事院勧告に基づく給与改定におきましては、一般職の期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げる改正がなされ、引下げ分は期末手当に割り振りされることとなっているところでございます。令和3年12月期の期末手当からの引下げを見送り、令和4年6月期の期末手当からその引下げ相当分を減額調整することに伴いまして、一般職同様に議会議員をはじめ、本町の特別職等におきましても同様の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例案を朗読申し上げます。

議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

続きまして、議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読申し上げます。

議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその

支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月30日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例(昭和34年余市町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和45年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項の規定

にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

以上、一括上程されました議案第4号及び議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第4号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和4年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時09分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中   井   寿   夫

余市町議会議員           16番   山   本   正   行

余市町議会議員           18番   岸   本   好   且

余市町議会議員           1番    野   呂   栄   二